

スズキグループ社員の皆様へ

# スズキ団体「医療保険・がん保険」のご案内

正式名称「医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット 団体総合保険」

弁護のちから  
発売中！



© JAPAN-DA

**32%**  
割引適用！！

※割引率32% =  
1-(1-団体割引20%)×(1-損害率による割引15%)

**保険始期日**

**2021年2月1日**

**申込締切日**

**2021年1月15日**

**給与天引開始月**

**2021年5月**

※今回、新規にご加入いただく方の責任開始日は、「医療保険：2021年2月1日」「がん保険：2021年5月2日（がん保険は、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。）」すでにご加入の方は自動継続となります。いずれの場合も責任開始日は2月1日となります。

**お申込方法**

別紙の「加入依頼書 兼 被保険者告知書」に所定事項をご記入のうえ、社内メール便にて株式会社スズキビジネス保険事業部までご返送ください。

**ご契約の自動更新**

更新にあたり、特段のお申し出または損保ジャパンからのご案内がないかぎり、1年毎に自動更新となります。（ただし、継続時の保険料は年齢等により変更となる場合があります。）

**ご退職後の取扱い**

給与天引は、ご加入日より3か月遅れで開始されます。したがって、ご退職時には、この3か月分の未収保険料をご精算（ご入金）いただき、ご解約（脱退）となります。

今回ご案内のスズキ団体「医療保険・がん保険」は、スズキ団体契約のため、在職中のみの補償となります。一生涯を補償する「終身タイプ」をご希望の方は、別途お申し付けください。

取扱代理店



引受保険会社

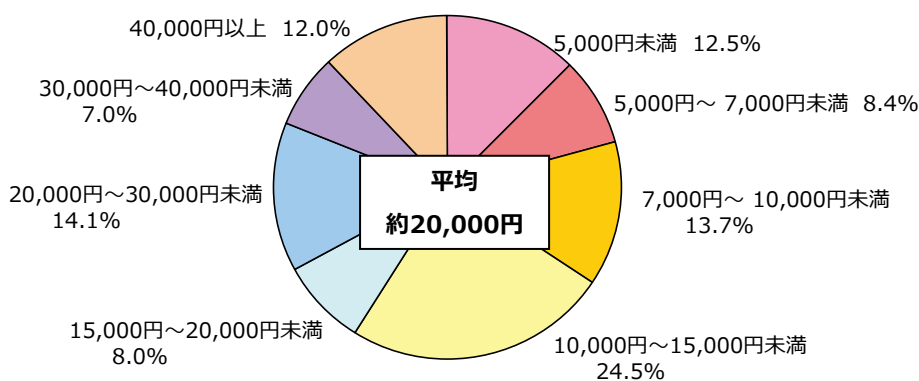


損害保険ジャパン株式会社

# Q すでに他保険会社で医療保険入院日額10,000円に加入しているけど？ ご存知でしょうか？

医療費ってこんなにかかるんです！！

入院1日あたりの平均自己負担額は 平均約20,000円！



(注1) 左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(※)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)  
(※) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター  
「平成28年度 生活保障に関する調査」

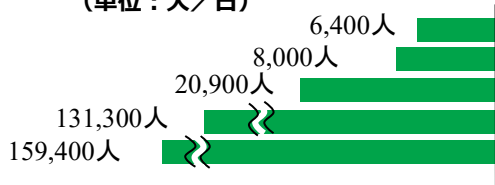
(注2) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/dl/100714a.pdf>

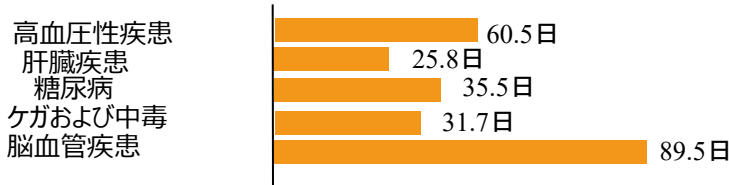
病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

1人あたりの平均入院日数は平均約31.9日！

傷病別の推計入院患者数  
(単位：人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



[厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成26年)による]

平均の負担額と入院日数によると・・・

**20,000円×31.9日=約638,000円**

突然の高額出費で家計が大変なことに・・・。

A スズキ団体「医療保険・がん保険」なら・・・

わずかな保険料負担で充実の補償！また、すでに他保険会社で医療保険・がん保険にご加入の方もご安心ください。充実の補償を上乘せできます！



(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

## よくあるQ & A

### Q 1. 途中からでも加入できるの？

- A 1. 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）から2022年2月1日午後4時までとなります。  
ただし、がん補償タイプの場合は、保険契約上の責任はご加入初年度の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。  
毎月の保険料は中途加入日の満年齢で計算します。

### Q 2. 死亡した場合の補償は支払われるの？

- A 2. 死亡保険金をご用意しておりません。

### Q 3. 家族で加入できるの？

- A 3. 社員の皆さまの配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族であれば可能です。お手ごろな保険料ですのでぜひご家族でご加入ください。

例えば・・・ご家族4名で毎月2,550円

#### ご加入例

|            |                  |            |      |
|------------|------------------|------------|------|
| ご本人さま（40歳） | ： 疾病・傷害補償プランCタイプ | ●ご本人さま …月払 | 810円 |
| 配偶者さま（38歳） | ： 疾病・傷害補償プランAタイプ | ●配偶者さま …月払 | 720円 |
| お子さま（10歳）  | ： 疾病・傷害補償プランAタイプ | ●お子さま …月払  | 510円 |
| お子さま（7歳）   | ： 疾病・傷害補償プランAタイプ | ●お子さま …月払  | 510円 |

## SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの新・団体医療保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

### <サービスメニュー>

- 健康・医療相談サービス ●介護関連相談サービス ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス ●医療機関情報提供サービス
  - 専門医相談サービス（予約制） ●法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間） 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。 ●メンタルヘルス相談サービス
  - メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
- （注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。  
（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。  
（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。  
（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 疾病・傷害補償プラン 補償内容

医療費負担にそなえ、安心を提供します。




## 疾病・傷害補償プランの5つの特長

- 1 団体契約専用プランで割安！  
(割引率32%適用) ※割引率32% = 1 - (1 - 団体割引20%) × (1 - 過去の損害率による割引15%)
- 2 日本国内外でのケガ・病気による入院・手術を補償！
- 3 日帰り入院から補償！（※1）
- 4 ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です！（※2）
- 5 ご加入いただくと、各種安心サービスがご利用可能！

(※1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(※2) 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

## 補償の概要

| 保険金の種類  |  | 保険金のお支払い概要   |
|---------|--|--|
| 入院      | 病気・ケガ<br> | <ul style="list-style-type: none"><li>○【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い</li><li>○【病気】1回の入院で180日までお支払い</li><li>○【ケガ】1事故で180日までお支払い</li><li>○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償<br/>(Bタイプは疾病入院保険金のみ)</li></ul>  |
| 手術      | 病気・ケガ<br> | <ul style="list-style-type: none"><li>○【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外）</li><li>○【病気・ケガ】入院中の手術：入院保険金日額の10倍<br/>外来の手術：入院保険金日額の5倍<br/>(Bタイプは疾病手術保険金のみ)</li></ul>  |
| 先進医療等費用 | 病気・ケガ<br> | <ul style="list-style-type: none"><li>○【病気・ケガ】日本国内で先進医療等（先進医療（注）や臓器移植）を受けた場合に負担した費用等を補償</li><li>○【病気・ケガ】入院せず、外来で先進医療等を受けた場合にもお支払い<br/>(Cタイプ)</li></ul> <p>(注)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。<br/>対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。<br/>詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。<br/>(<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a>)</p> |

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

# 「保険金額」と「保険料」

## ＜疾病・傷害補償プラン＞

(保険期間：1年、団体割引20%・過去の損害率による割引15%)

|      |   | 医療Aタイプ <sup>°</sup>                    | 医療Bタイプ <sup>°</sup> | 医療Cタイプ <sup>°</sup> |
|------|---|--|---------------------|---------------------|
| 基本補償 | 病気による<br>入院                                       | 1日つき<br>5,000円                         | 1日つき<br>5,000円      | 1日つき<br>5,000円      |
|      | ケガによる<br>入院                                       | 1日つき<br>5,000円                         | なし                  | 1日つき<br>5,000円      |
|      | 病気・ケガによる<br>手術<br><small>(Bタイプは疾病手術保険金のみ)</small> | 入院中の手術：入院保険金日額の10倍<br>外来の手術：入院保険金日額の5倍 |                     |                     |
|      | 先進医療等<br>費用補償                                     | なし                                     | なし                  | 500万円               |

|        |        | 医療Aタイプ <sup>°</sup> | 医療Bタイプ <sup>°</sup> | 医療Cタイプ <sup>°</sup> |
|--------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 月払保険料  | 満年齢    |                     |                     |                     |
|        | 0～24歳  | 510円                | 280円                | 550円                |
|        | 25～29歳 | 620円                | 390円                | 660円                |
|        | 30～34歳 | 690円                | 460円                | 730円                |
|        | 35～39歳 | 720円                | 490円                | 760円                |
|        | 40～44歳 | 770円                | 540円                | 810円                |
|        | 45～49歳 | 900円                | 670円                | 940円                |
|        | 50～54歳 | 1,080円              | 850円                | 1,120円              |
|        | 55～59歳 | 1,470円              | 1,240円              | 1,510円              |
| 60～64歳 | 1,890円 | 1,660円              | 1,930円              |                     |
| 65～69歳 | 2,750円 | 2,520円              | 2,790円              |                     |

(※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

(※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

(※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※4) 新規加入の場合は、満69歳(継続加入の場合は満70歳)までの方が対象となります。

(※5) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※6) 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2020年11月現在)

# がん補償プラン 補償内容





医療費負担にそなえ、安心を提供します。

## がん補償プランの5つの特長

- 1 団体契約専用プランで割安！  
(割引率32%適用) ※割引率32% = 1 - (1 - 団体割引20%) × (1 - 過去の損害率による割引15%)
- 2 白血病や上皮内がん（初期段階のがん）も補償の対象
- 3 何度でも診断保険金をお支払いします。  
(2年に1回を限度とします。※1)
- 4 がんで入院した場合、初日から無制限で保険金をお支払い
- 5 ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。※2

## 補償の概要

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

| 保険金の種類 |   | 保険金のお支払い概要  |
|--------|---|---|
| 診断保険金  |  | ○1回目 初めに「がん」と診断確定されたときにお支払い。<br>○2回目以降 「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い。※1                            |
| 入院     |  | ○「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から日数無制限でお支払い。   |
| 手術     |  | ○「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い（1回の手術につき）。<br>*一部の軽微な手術は対象外となります。 |
| 通院     |  | ○「がん」による入院が継続して4日を超えた場合、入院前60日と退院後180日の期間（通院責任期間）中の通院に対して45日を限度にお支払い（1日につき）。<br>(Aタイプのみ)                      |

※1 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

※2 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

# 「保険金額」と「保険料」

## 〈がん補償プラン〉

(保険期間：1年、団体割引20%・過去の損害率による割引15%)

|      |             | がんAタイプ                                 | がんBタイプ          |
|------|-------------|--|-----------------|
| 基本補償 | がん診断<br>保険金 | 100万円                                  | 100万円           |
|      | がん入院<br>保険金 | 1日つき<br>20,000円                        | 1日つき<br>15,000円 |
|      | がん通院<br>保険金 | 1日つき<br>10,000円                        | なし              |
|      | がんによる<br>手術 | 入院中の手術：入院保険金日額の10倍<br>外来の手術：入院保険金日額の5倍 |                 |

| 満年齢    |        | がんAタイプ | がんBタイプ |
|--------|--------|--------|--------|
| 月払保険料  | 0～24歳  | 150円   | 130円   |
|        | 25～29歳 | 150円   | 130円   |
|        | 30～34歳 | 290円   | 230円   |
|        | 35～39歳 | 410円   | 330円   |
|        | 40～44歳 | 600円   | 470円   |
|        | 45～49歳 | 1,160円 | 900円   |
|        | 50～54歳 | 1,880円 | 1,470円 |
|        | 55～59歳 | 2,700円 | 2,100円 |
|        | 60～64歳 | 3,750円 | 2,910円 |
| 65～69歳 | 5,560円 | 4,270円 |        |

(※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

(※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

(※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※4) 新規加入の場合は、満69歳(継続加入の場合は満70歳)までの方が対象となります。

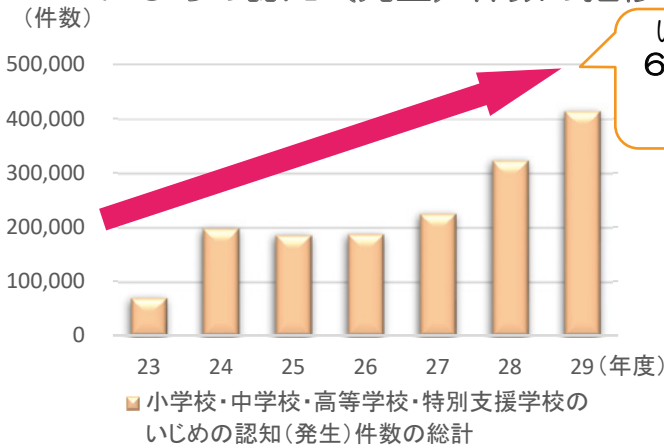
(※5) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※6) 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2020年11月現在)

# あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

## こどものいじめ

### いじめの認知（発生）件数の推移



出典：平成29年文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめの件数は  
6年間で約6倍と  
急激に増加  
しています！



こどもがいじめにあり、  
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、  
誠実な対応をしてくれない

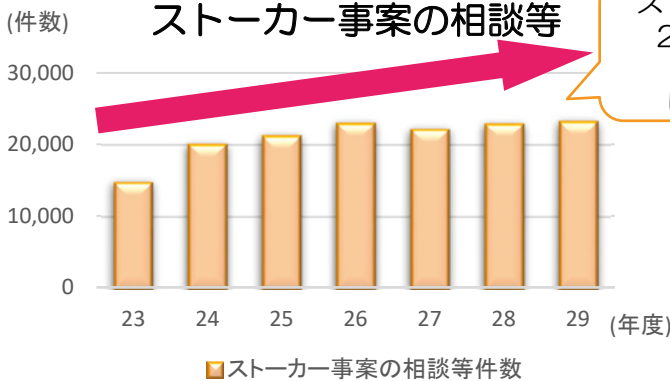
相手の親と  
うまく話せるか  
不安…



もし私たちのちからになってくれるものがあつたら…

## ストーカー被害

### ストーカー事案の相談等



出典：平成31年警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課  
「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

ストーカー事案は  
23年度に比べ  
1.6倍に増加  
しています。

昔の交際相手から  
ストーカー行為を  
されている



自分だけで  
相手を前にして  
話すのは怖い…

どうしたらいいかわからず  
パニックになってしまいそう

## 他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など



## さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

### Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、  
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

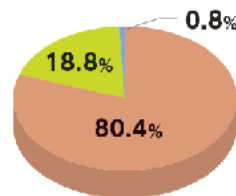
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、  
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

### Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」  
という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%  
相談できる弁護士がいる 18.8%  
わからない 0.8%

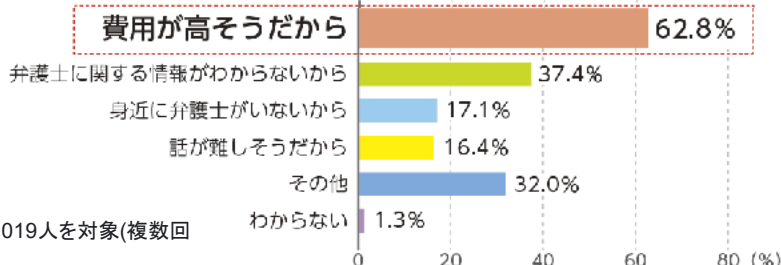


出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに  
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

### Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と  
感じている人が約6割もいます。



出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護の**ちから**は

あなたの

**ちから**

になります！



# 弁護の補償で、損保ジャパンが、

## 1 弁護士費用補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人



### “弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、**お子さま**(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の法的トラブルについては、**調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

#### 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



#### 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



#### 人格権侵害(※2)(※3)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



#### 離婚調停(※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



#### 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

## 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

### 1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■ 保険金額  
(保険期間1年間につき)

通算 **5万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

- 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

### 2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■ 保険金額  
(保険期間1年間につき)

通算 **100万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

× (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

# あなたの **ちから** になります！

## お支払事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**  
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

**合計 36万9,000円をお支払い**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

## 相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

## 「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。  
【受付時間】24時間365日 0120-727-110

## 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

### 【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



### 【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

# 「保険金額」と「保険料」

## ＜弁護のちから＞

(保険期間：1年、団体割引20%・過去の損害率による割引15%)

|         |         | 弁護1タイプ                     |
|---------|---------|----------------------------|
| 弁護士費用補償 | 法律相談費用  | 通算 5万円限度<br>(自己負担額：1,000円) |
|         | 弁護士委任費用 | 通算 100万円限度<br>(自己負担割合：10%) |
| 月払保険料   |         | 470円                       |

# ご注意ください

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

**加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。**

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| 商品の仕組み                   | この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約、弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。  |   |
| 保険契約者                    | スズキ株式会社   |   |
| 保険期間                     | 2021年2月1日午後4時から2022年2月1日午後4時までの1年間となります。  |   |
| 申込締切日                    | 2021年1月15日  |   |
| 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等 | 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。   |   |
| 加入対象者                    | スズキ株式会社の社員および子会社・関連会社の社員  |   |
| 被保険者                     | スズキ株式会社の社員およびその子会社・関連会社の社員、またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただきます。（新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満70歳）までの方が対象となります。ただし、弁護士タイプに加入される場合は未成年者を除きます。） |   |
| お支払方法                    | 2021年5月分給与から毎月控除となります。（12回払）  |   |
| お手続き方法                   | ご加入対象者  | お手続き方法  |
|                          | 新規加入者の皆さま   | 添付の「加入依頼書兼被保険者告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。   |
|                          | 既加入者の皆さま  | 書類のご提出は不要です。  |
|                          | ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合  | 前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書兼被保険者告知書」※をご提出いただきます。<br>※告知書は、保険金額の増減等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。 |
| 継続加入を行わない場合              | 継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。   |   |
| 中途加入                     | 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）から2022年2月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の3か月後の給与から毎月控除します。       |   |
| 中途脱退                     | この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のスズキビジネスまでご連絡ください。  |   |
| 団体割引                     | 団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。       |   |
| 満期返れい金・契約者配当金            | この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。   |   |

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### 疾病保険特約

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---------|---|------------------|
| 疾病入院保険金 | 保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。<br>$\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$   | 次ページに記載          |
| 疾病手術保険金 | 以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。<br>（1）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。<br>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<br>②先進医療に該当する手術（※2）<br>③放射線治療に該当する診療行為<br>$\text{＜入院中に受けた手術の場合＞ 疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10 \text{（倍）}$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞ 疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{（倍）}$<br>（※1）以下の手術は対象となりません。<br>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など<br>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 |                  |

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

| 保険金の種類 |             | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合  |
|--------|-------------|--|---|
| 疾病     | 疾病手術<br>保険金 | <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術<sup>(※1)</sup>を受けた場合は、保険期間中に確認検査<sup>(※2)</sup>を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術<sup>(※1)</sup>に該当するときは、同一手術期間<sup>(※2)</sup>に受けた一連の手術<sup>(※1)</sup>については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> | <p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等<sup>(※2)</sup>の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※3)</sup>のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> |
|        | 疾病手術<br>保険金 |  |   |

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

傷害保険特約

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

| 保険金の種類 |             | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合   |
|--------|-------------|--|--|
| 傷害     | 傷害入院<br>保険金 | <p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}</math> </div>   | <p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故</p> <p>⑤脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑥妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑦外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</p> <p>⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など</p> |
|        | 傷害手術<br>保険金 | <p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup></p> <p>②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 10（倍）</p> <p>&lt;外来で受けた手術の場合&gt; 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5（倍）</p> </div> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。<br/>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> |  |

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

### その他の特約

| 保険金の種類            | 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いできない主な場合  |
|-------------------|---|---|
| 先進医療等費用保険金<br>(注) | <p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等<sup>(※1)</sup>を受けたことにより負担した先進医療<sup>(※2)</sup>の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。<br/>(※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。<br/>(<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoyokikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoyokikan.html</a>)</p> | <p>①故意または重大な過失<br/>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br/>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br/>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）<br/>⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの<br/>⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故<br/>⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）<br/>⑧妊娠、出産<br/>⑨ピックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故<br/>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など</p> |

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### がん保険特約

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合   |
|---------|--|--|
| がん診断保険金 | <p>責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>   |  |
| がん入院保険金 | <p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">がん入院保険金の額＝がん入院保険金日額×入院した日数</p>   |  |
| がん手術保険金 | <p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術<sup>(※1)</sup>を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<br/>②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup><br/>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt; がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×10（倍）<br/>&lt;外来で受けた手術の場合&gt; がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5（倍）</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。<br/>創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など<br/>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（5）までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。<br/>(2) 同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術<sup>(※1)</sup>に該当するときは、同一手術期間<sup>(※2)</sup>に受けた一連の手術<sup>(※1)</sup>については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。<br/>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> | <p>①故意または重大な過失<br/>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）<br/>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性<br/>④上記以外の放射線照射または放射能汚染<br/>⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p> |

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

| 保険金の種類   | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合   |
|--|--|--|
| がん手術保険金（続き）  | (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。<br>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。<br>(5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されていない診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。 | ① 故意または重大な過失<br>② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）<br>③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性<br>④ 上記以外の放射線照射または放射能汚染<br>⑤ がん以外での入院、手術、通院 など |
| がん通院保険金  | 責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して4日を超えて入院し、その入院前後の通院責任期間に、がんの治療を直接の目的として通院された場合、通院した日数に対し、通院1日につきがん通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の通院責任期間につき通院支払限度日数は45日とします。また、がん入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、がん通院保険金をお支払いしません。  |  |
| $\text{がん通院保険金の額} = \text{がん通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$ |  |  |

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ① このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いできない主な場合   |             |           |  |            |   |  |
|---|---|--|-------------|-----------|--|------------|---|--|
| 弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）<br>弁護士費用（注）<br>法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金 | 被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 1 から 5 までのいずれかに該当するトラブル <sup>(※1)</sup> について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下 1・2・5 のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5 のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。  | <b>【全トラブルに共通の事由】</b><br>① 故意、重大な過失または契約違反<br>② 自殺行為 <sup>(※)</sup> 、犯罪行為または闘争行為<br>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用<br>④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）<br>⑤ 地震、噴火またはこれによる津波<br>⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制<br>⑦ 財物の欠陥、自然の消滅または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損傷が発生している場合を除きます。<br>⑧ 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル。<br>⑨ 主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由<br>⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）ただし、詐称による被害事故に関するトラブルを除きます。<br>⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 など |             |           |  |            |   |  |
|   | 1 <b>被害事故に関するトラブル</b><br>物を盗まれた、財物を壊された、盗難または詐取 <sup>(※2)</sup> があった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。<br>2 <b>借地または借家に関するトラブル</b><br>賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主のトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。<br>3 <b>離婚調停に関するトラブル</b><br>被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎらず、協議離婚によるものを含みません。<br>(注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含め90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。<br>(注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎって可能となります。<br>4 <b>遺産分割調停に関するトラブル</b><br>被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減額請求 <sup>(※3)</sup> における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。<br>(注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎって可能となります。<br>5 <b>人格権侵害に関するトラブル</b><br>不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。<br>(注1) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。<br>(注2) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含め90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。 | <b>【各トラブル固有の事由】</b><br>左記 1 に該当する場合<br>⑫ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者を親権者とする未成年の子が被った被害事故に関するトラブル<br>⑬ 医師等が行った診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防<br>⑭ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等<br>⑮ 薬物断薬による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示<br>⑯ 身体的美容または整形<br>左記 1・2・5 に該当する場合<br>⑰ 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由<br>左記 1・5 に該当する場合<br>⑱ 環境汚染<br>⑲ 環境ハラスメント、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由<br>⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等<br>㉑ 電磁波障害<br>左記 3 に該当する場合<br>㉒ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかと認められる誹謗中傷に関するトラブル など   |             |           |  |            |   |  |
|   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律相談費用保険金</td> <td>                     法律相談<sup>(※4)</sup> の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。<br/> <math display="block">\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 1,000円}</math> </td> </tr> <tr> <td>弁護士委任費用保険金</td> <td>                     弁護士委任<sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および滞り金<sup>(※5)</sup> を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となります。<br/> <math display="block">\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)</math> </td> </tr> </tbody> </table>   | 保険金種類  | お支払いする保険金の額 | 法律相談費用保険金 | 法律相談 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。<br>$\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 1,000円}$ | 弁護士委任費用保険金 | 弁護士委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および滞り金 <sup>(※5)</sup> を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となります。<br>$\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$ |  |
| 保険金種類   | お支払いする保険金の額   |  |             |           |  |            |   |  |
| 法律相談費用保険金   | 法律相談 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。<br>$\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 1,000円}$  |  |             |           |  |            |   |  |
| 弁護士委任費用保険金  | 弁護士委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および滞り金 <sup>(※5)</sup> を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となります。<br>$\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$   |  |             |           |  |            |   |  |
|   | (注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。<br>① 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額<br>② 保険金請求対象者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうち、いずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額<br>(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。<br>(※2) 財物の盗難または詐取があったこと等による被害の場合は、警察への届出を行わなければならない。<br>(※3) 遺留分の減額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。<br>(※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。<br>(※5) 滞り金とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等と別々に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。  |  |             |           |  |            |   |  |



## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

### 弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### その他ご注意いただきたいこと

#### 特定疾病等対象外特約について

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
- ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。（削除できない場合の例）○補償対象外とする疾病群が複数の場合 ○告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 用語のご説明

| 用語                   | 用語の定義  |   |
|----------------------|--|---|
| 原因事故                 | 法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごと以下の時をいいます。  |   |
|                      | トラブルの種類  | 原因事故の発生時  |
|                      | 1. 被害事故に関するトラブル  | 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時   |
|                      | 2. 借地または借家に関するトラブル   | 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時） |
|                      | 3. 離婚調停に関するトラブル  | 被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時  |
| 4. 遺産分割調停に関するトラブル    | 被保険者の被相続人が死亡した時  |   |
| 5. 人格権侵害に関するトラブル     | 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時  |   |
| 財物                   | 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物（通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。）をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。   |   |
| 財物の損壊                | 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。  |   |
| 先進医療                 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html</a> ）  |   |
| 調停等                  | 調停、審判、抗告または訴権をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。  |   |
| 治療                   | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。  |   |
| 通院                   | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。  |   |
| 入院                   | 自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。  |   |
| 被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子 | 被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。  |   |
| 弁護士                  | 弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。  |   |
| 法律相談                 | 弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」に基づき法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは郵送等を含みます。   |   |
| 保険金請求権者              | 弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。   |   |
| 未婚                   | これまでご結婚歴がないことをいいます。  |   |
| 親族                   | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。  |   |
| 免責金額                 | 支払保険金の算出に当たり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。   |   |
| がん                   | 「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。   |   |
| がんと診断確定された時          | 医師または歯科医師（※）が、病歴組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。（※）被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。  |   |
| 疾病（病気）               | 傷害以外の身体の障害をいいます。   |   |
| 傷害（ケガ）               | 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 <ul style="list-style-type: none"><li>・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。</li><li>・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。</li><li>・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</li></ul> （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 |   |
| 責任開始日（がん）            | ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。   |   |

## 用語のご説明（続き）

| 用語             | 用語の定義  |
|----------------|--|
| 通院責任期間<br>(がん) | 入院の開始日の前日からその日を含めて60日間の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。  |
| 1回の入院<br>(疾病)  | 入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となつた疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被つた場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。                     |
| 放射線治療          | 次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。<br>① 公的医療保険制度における医療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。<br>ただし、血液照射を除きます。<br>② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為<br>（※） 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、歯科診療報酬点数表にも放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 |
| 乳房再建術<br>(がん)  | がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁（※）または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含まれません。<br>（※）皮膚弁<br>皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含まれません。   |

## ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただいた内容は、損保ジャパンが公平な受審判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
  - （※）「告知事項」とは、危険に関与する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
  - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
    - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方（被保険者）が認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要で  
す。傷病歴あり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
    - ★他の保険契約等（※）の加入状況  
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に於いて支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
      - \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただくことができません。
      - \*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
      - \*損保ジャパンまたは損保ジャパンは告知受領権を有しています。
  - ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合  
からその日を含めて1年以内に保険金の支払事由が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
    - （※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
  - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。  
ただし、「保険金の支払事由と解除原因となつた事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
  - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数も問いません。
    - ご契約者が保険金を不正に取得する目的または第三者に保険金を不正に取得させる目的をもって契約した場合
    - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺またはおぼろげなことで損保ジャパンが契約した場合 など
  - ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
    - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
    - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
    - ③今回はご加入いただけません。
  - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
  - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。  
告知していただいた内容より、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知され  
なかつたとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 【疾病保険特約・傷害保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の  
保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1  
年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。  
（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対  
象外となります。
- （注2）がん保険特約、がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払  
事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。  
（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係が  
ある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

### 【がん保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にかんがんと診断確定された場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとかわからず、がん保険特約、がん診断保険  
金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかつたものとして取り扱ふことを行います。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知つて  
いたときは、すでにお支払いいただいた保険料が返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年を経過し、その期間内に被保険者がが  
んと診断確定されなかつた場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病  
群について保険金をお支払いの対象外とする条件（「特定疾病等対象外特約」をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険  
金をお支払いできません。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因  
事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

## ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞  
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。  
がん保険特約、がん診断保険金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
- \* 中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

#### 【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日（疾病の場合は、入院を始めた日あるいは手術を受けた日）、がん診断確定された日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  - 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前には損保ジャパンに書面でご通知ください。事前には損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するの法定相続人となります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

|   | 必要となる書類   | 必要書類の例   |
|---|---|--|
| ① | 保険金請求書および<br>保険金請求権者が確認できる書類                          | 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票<br>など  |
| ② | 事故日時・事故原因および<br>事故状況等が確認できる書類                         | 傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類<br>など  |
| ③ | 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合<br>死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許持証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書<br>など<br>② 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合<br>修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）<br>など<br>③ 法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合<br>法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または調停状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類<br>など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類                                    | 売買契約書（写）、保証書<br>など   |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のため必要な書類                                 | 同意書<br>など  |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類                            | 示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書<br>など   |
| ⑦ | 損保ジャパンが支払うべき<br>保険金の額を算出するための書類                       | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書<br>など  |

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じて、上記以外の書類もしくは証明書の提出または調査等に協力いただくことがあります。

（注2）被保険者が保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパンに所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別の照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンが確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険が支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社に問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

#### 【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本サービスの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況が照らして事業の継続が困難となり、法令で定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額削減される場合があります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

## ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報、損保ジャパンは提供します。
  - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うため取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、健康医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲で限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入いただいていること等をお客さまご自身にご確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認いただく不明な点がございましたら、パンフレット記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### ① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セッされる特約  保険金額  保険期間  保険料、保険料払込方法  満期返戻金・契約者配当金がないこと

### ② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレット記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項をご確認ください】

- 補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

### ③ お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

#### ● 取扱代理店

### 株式会社スズキビジネス

保険事業部 営業第一課 担当：渡辺・山口  
〒431-0201  
浜松市西区篠原町21339（しのはらプラザ3F）  
TEL:053-447-1718 FAX:053-448-5417  
URL:<https://www.suzuki-business.co.jp>

#### ● 引受保険会社

### 損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第三部 スズキ室 担当：岩田・伊藤  
〒430-0927  
浜松市中区旭町12-1  
（遠鉄百貨店新館 事務所フロア11階）  
TEL:053-456-4932 FAX:053-456-5507

## 万一、事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

**事故サポートセンター** ◆ おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

**0120-727-110**

## 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

- 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター** ◆ おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）



**0570-022808**

〈通話料有料〉

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。